

木古内町事業継続緊急応援助成金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原材料等の価格高騰により幅広い事業者に影響がありますが、町内事業者の皆様方におかれましては、厳しい状況のなか、地域経済を守るため事業を継続していただいております。

町ではこのような事業者を対象に、木古内町事業継続緊急応援助成金を支給いたします。

- 対象 令和4年7月20日時点で次のいずれかに該当する事業者
 - ・町内に事業所を有する中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者
 - ・一次産業者（農業、漁業）
- 支給金額 1事業者あたり 100,000円
- 受付期間 令和4年10月31日（月）17時まで ※必着
- 支給日 申請書受付後、順次、指定口座へ振り込みいたします。
- 申込先 〒049-0422 木古内町字本町218
木古内町役場産業経済課 ☎01392-2-3131

木古内町中小企業小規模企業経営改善等支援補助金について

■目的及び概要

町内の中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図ることを目的とし、店舗等の改修や設備更新広報宣伝などに対して助成を行う制度です。

平成30年度から一度も制度を活用していない事業者のみ対象となります。令和4年度で事業終了となりますので、申請される場合は早めの手続きをお願いします。

■対象事業例

- ①店舗等の改修 例：店舗内の席を離すように改修
- ②設備の更新 例：店舗内空気清浄機器導入
- ③自動車等の導入 例：移動販売車の導入

■注意点

- ①補助事業の発注先については原則、町内事業者を優先してください。町外事業者に発注する場合には原則、理由書を提出していただきます。
- ②令和5年3月31日までに事業を完了してください。
※事業完了とは、納品や工事完了、精算を終え、実績報告書の提出までとなります。
- ③当補助制度には補助申請の内容を審査する「審査会」の開催があります。

■お問い合わせ

産業経済課産業経済グループ ☎01392-2-3131

みんなチェック! 最低賃金。

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

- 最低賃金額 時間額**920円**
- 効力発生年月日 令和**4年10月2日**
- 厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）